

移転価格の文書化



欧州の実例

ピム・フリス
スペシャル・コンサルタント

NERA上海事務所
2006年12月



はじめに
マスターファイルの概要

OECD ガイドラインにおける文書化



OECDガイドラインに準拠した移転価格の文書化には、一般的に以下の項目から成る

- § 株主関係、事業内容、組織構造の一般的な情報
- § 事業活動における関連者間取引
- § 機能分析とバリューチェーン分析
- § 検証対象取引に適用した移転価格算定方法の概要
- § 移転価格設定方針がアームズ・レンジ基準を満たす検証のために選択された移転価格算定方法
- § 以下を含む経済分析：
 - § 比較対象取引または比較対象企業の特定を目的とした比較可能性の検討；
 - § アームズ・レンジの価格あるいは利益のレンジの算定；および
 - § 検証対象企業の利益あるいは検証対象取引の価格と、上記で算定された独立企業間レンジの比較を含む財務分析
- § 結論

移転価格の文書化

外部との及び内部におけるコミュニケーションの達成



§ 単なる遵守よりも効果的である

- 文書化は、コミュニケーションの手段として検討すべきである
- 外部とのコミュニケーション
 - 欧州でのコミュニケーションは、多数の当事者間のものとなる
- 内部におけるコミュニケーション
 - 関連者インセンティブの効果?
 - バイ・イン
 - フィードバック

リスク管理問題としての移転価格設定方針



<p>実務との整合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> § アームズ・レングスとは、取引の“状況”をさす § 不十分な整合性:脆弱性 § 整合している:適合性の保証
<p>税務リスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> § 一次調整 § 二重課税 § 利息・ペナルティ § 訴訟の負担 § 貸借対照表への影響
<p>コミュニケーションの効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> § 内部・外部 § 文書化はコミュニケーションである § 遵守のレベルと税務リスクに影響する <ul style="list-style-type: none"> q 成功すれば、遵守リスクと税務リスクを低減できる q 不調である場合、遵守リスクと税務リスクが増大する
<p>遵守リスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> § 不十分な遵守へのペナルティ § 最終段階で調整を行うためのコスト § 不十分な遵守は、不十分な移転価格管理への警鐘と見るべき
<p>タックス・プランニングの重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> § 効果的な税率管理 <ul style="list-style-type: none"> q グローバル q 地域・産業別 § 機会

EUの新規則は、EU全体での文書化を示唆している



2006年6月20日ブリュッセルのEU会議で決議:

EU加盟国は、以下に合意した

- § 欧州移転価格(EU TP)で共通の行動規範
- § 文書化の調和を目的としたマスターファイル・アプローチ

行動規範の構成内容:

欧州移転価格税制の実施のガイドラインと規則

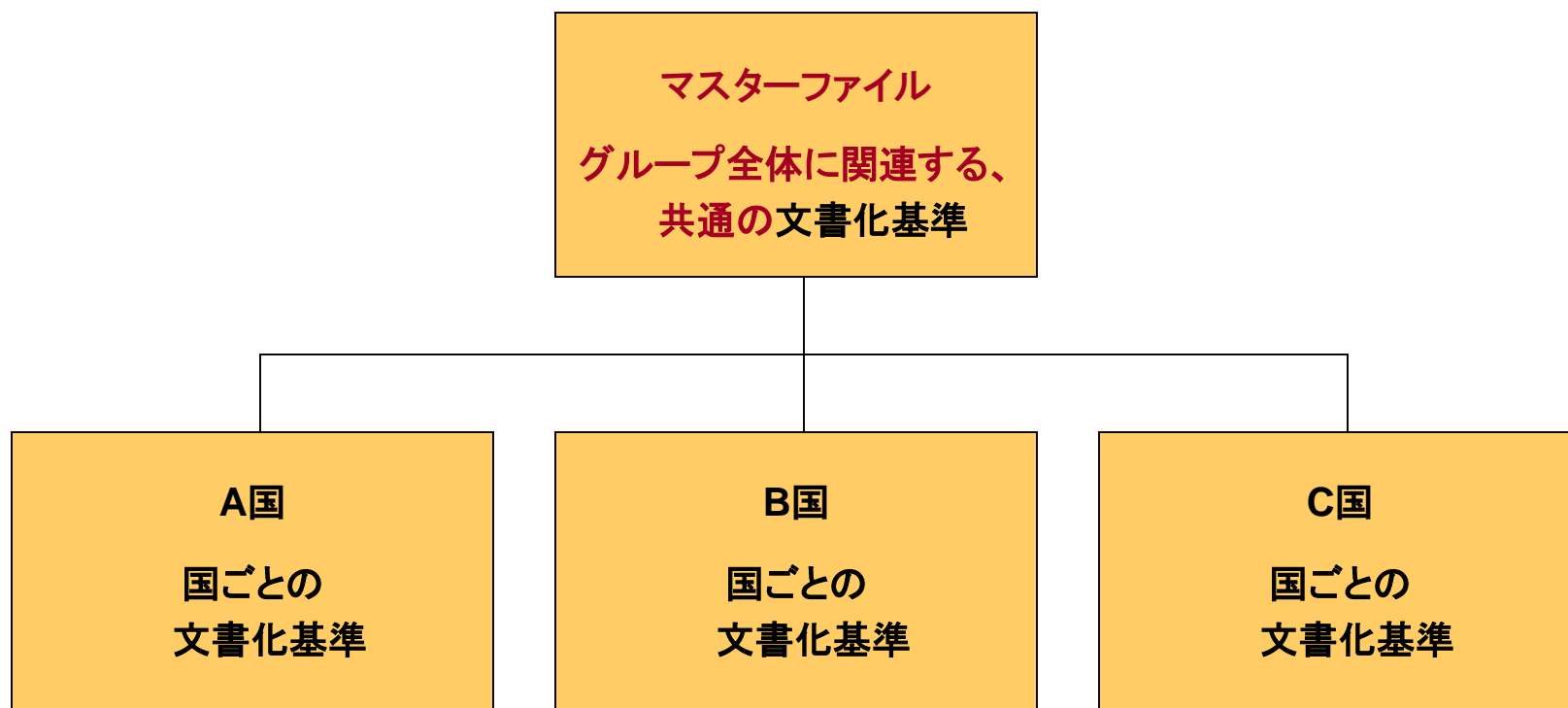
- § 移転価格文書化の標準化と部分的な集中管理を実施するための手段
- § クロス・ボーダー活動のための移転価格要件の簡略化を企図する

EUマスターファイルの概要:

- § EUの文書化に関する基準
- § 国ごとの文書化要件

EU全体での文書化の新アプローチ

EU移転価格の文書化の概念— 可能なソリューション



マスターファイルの概念



§ マスターファイルと、必要に応じてそれを補助する国ごとの文書化の目的:

- EU全体の要件を満たすような、集中化、標準化され、柔軟性を持つ文書化の基準
- 納税者の遵守コストの削減とペナルティの回避

マスターファイルは、事業の経済的実態及び多国籍企業グループと移転価格システムとの“青写真”に沿ったものでなければならない

国ごとの文書化は、その国で必要に応じてマスターファイルを補助するものである

企業の現況との比較— 共通マスターファイル



共通マスターファイル

EU文書化暫定要件	企業の立場
事業概要、事業戦略と前税務年度中の変更の説明	
多国籍企業の組織構造、法的実態、業務形態(組織図、グループ企業一覧、子会社のために果たす親会社の役割の概要を含む)	
EU内で関連者間取引を行う関連者の特定。国ごとの関連者間取引の詳細	
関連者間取引の概要、(有形・無形の資産、役務提供と金融)取引フローの概要、請求書と取引額のフローの概要	
果たす機能と引き受けるリスク(直近税務年度中の変更を含む)	
無形資産の所有(特許、商標、ブランド名、ノウハウ。支払・受取ロイヤルティも含む)	
企業の移転価格がアームズ・レングスの性質であることを立証する、グループの移転価格方針あるいは移転価格システム	
国の規則上で要求された場合、合理的な期間内に追加的情報を提供する、納税者の引き受け事項	
費用分担契約、APA、ルーリングの一覧	

企業の現況との比較



国ごとの文書化

マスターファイルに加えて、国ごとの文書化には以下の情報を用意しておく必要がある

EU文書化暫定要件	企業の立場
事業と事業戦略の詳細説明(前の税務年度中の事業変更を含む)	
国ごとの関連者間取引の情報(概要と説明):有形・無形の資産取引、役務提供と金融取引のフロー;請求書のフロー;取引額のフロー	
比較可能性分析—資産と役務の特徴、機能分析、契約条件、経済状況、具体的な事業戦略	
移転価格算定方法の選択と適用の説明	
内部あるいは外部の独立価格比準法(CUP)の関連情報	
グループ企業間の移転価格方針の実施と適用の概要	

外部および内部のコミュニケーションの達成: 文書化のピラミッド



文書化へのアクセス

文書化の内容と役割

